

議案第43号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

会計年度任用講師の夏季休暇の取得期間を拡大する必要がある。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「7月1日」を「6月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(夏季休暇)</p> <p>第23条 夏季休暇は、夏季の期間（6月1日から10月31日までをいう。）において、会計年度任用講師が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(夏季休暇)</p> <p>第23条 夏季休暇は、夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）において、会計年度任用講師が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 略</p>